

和泉市のみどりに関する近年の動向と緑の基本計画改定の視点

1. 和泉市を取り巻く環境の変化

- (1) 人口減少社会の到来
- (2) 地球温暖化対策におけるみどりへの期待
- (3) 生物多様性の保全に対する意識の高まり
- (4) 防災意識のさらなる高まり
- (5) 観光まちづくりの気運の高まり
- (6) 公共施設の維持管理費の増大

2. 国の動向

- (1) みどり(新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会報告、みどりに関する法律の改正)
- (2) 農・林業(都市農業振興基本計画、森林環境譲与税、森林経営管理計画)
- (3) 環境・生物多様性(生物多様性国家戦略、国土交通省気候変動適応計画)
- (4) コンパクトシティ・低炭素(立地適正化計画、低炭素まちづくり計画に関する制度)
- (5) 総合環境(持続可能な開発目標(SDGs)、グリーンインフラ懇談会)

3. 緑の基本計画改定の視点

～みどりの量だけでなく、質の強化へ～

- 視点1: 社会情勢の変化に対応した施策の設定
- 視点2: 生物多様性に配慮した環境の形成
- 視点3: グリーンインフラへの取組みの推進
- 視点4: 実現性とメリハリのある計画づくり

1. 和泉市を取り巻く環境の変化

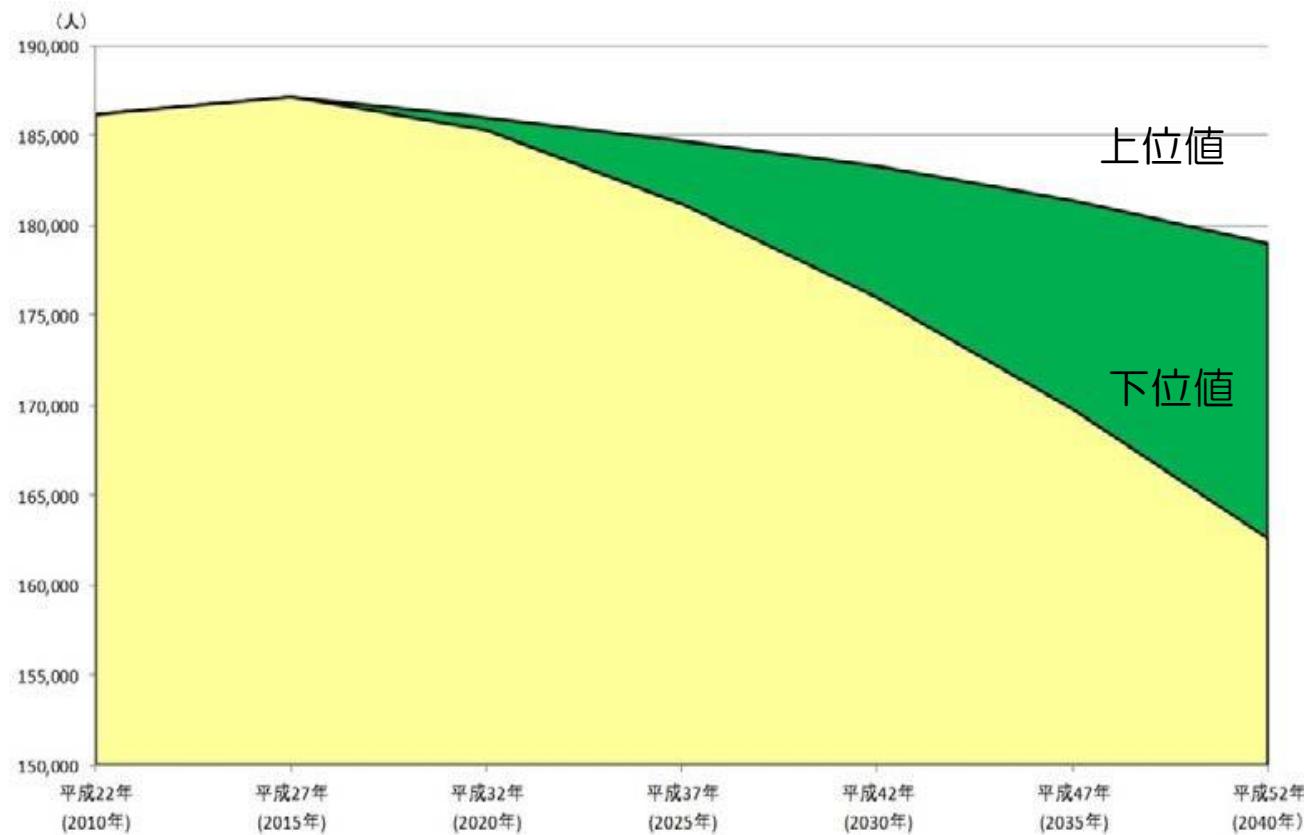
(1) 人口減少社会の到来

◆和泉市の人口は平成24年（2012年）には187,300人に達したが、その後は減少傾向となり、「和泉市人口ビジョン（平成27年）」によると、平成52年（2040年）の将来人口は162,600人（下位値）～179,000人（上位値）まで減少すると推計。

■将来人口

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
上位値	186,166	187,166	186,000	184,700	183,300	181,400	179,000
増減			▲ 1,166	▲ 1,300	▲ 1,400	▲ 1,900	▲ 2,400
下位値	186,166	187,166	185,300	181,200	176,000	169,800	162,600
増減			▲ 1,866	▲ 4,100	▲ 5,200	▲ 6,200	▲ 7,200
上位と下位の差			700	3,500	7,300	11,600	16,400

出典：和泉市人口ビジョン



■将来人口

出典：和泉市人口ビジョン

■上位値、下位値設定条件

	合計特殊出生率	社会動態
上位値推計の設定条件	・国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において示された合計特殊出生率が達成すると仮定する (平成32年1.6、平成42年1.8、平成52年2.07)	・平成32年以降、社会動態は均衡すると仮定する
下位値推計の設定条件	・合計特殊出生率1.37が継続すると仮定する	・平成32年以降における「20～29歳男女」の転出率が、現状と同程度の割合で継続すると仮定する ・平成32年以降、上記以外の世代の社会動態は均衡すると仮定する

(2) 地球温暖化対策におけるみどりへの期待

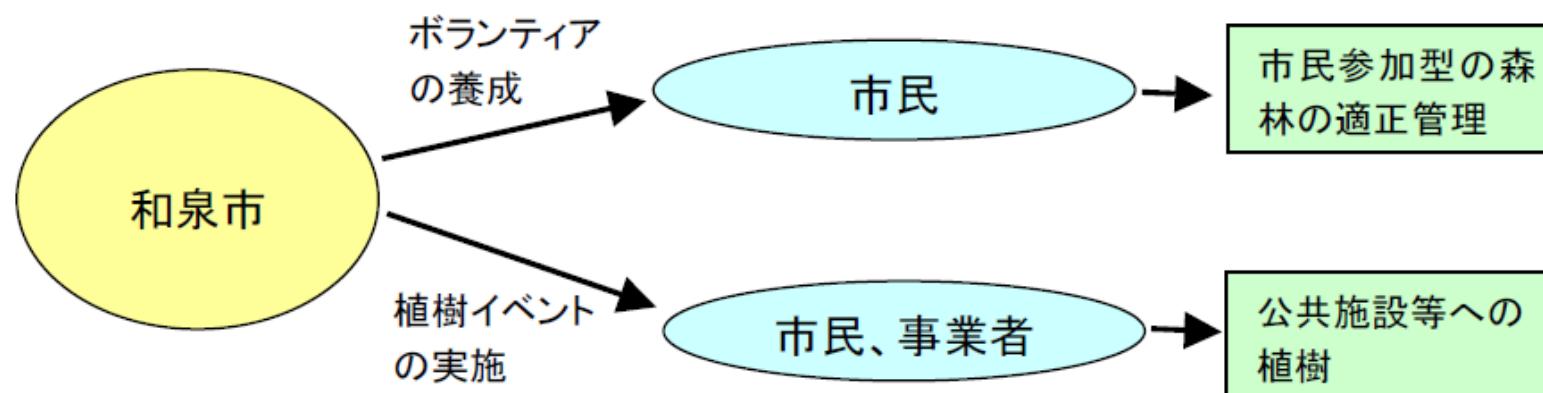
- ◆ 国の地球温暖化対策計画では、都市緑化や農地土壌を温室効果ガスの吸収源に位置づけ。
- ◆ 国のヒートアイランド対策大綱では、地表面被覆改善、クールアイランド形成等として都市緑化を位置づけ。
- ◆ 和泉市においても、平成22年に「和泉市地球温暖化対策推進計画」を策定し、緑を活用した対策を推進。

<市民・企業参加による森林・緑地の整備管理(将来的な吸収源の拡大)>

南部地域に豊富に存在する森林においては、平成17年度から取り組んでいる森林ボランティア養成講座を継続し、竹林の伐採やスギ・ヒノキの間伐などを森林ボランティアの自主活動として取り組み、市民参加型で森林の適正な整備を進める。

また、公園や学校など公共施設や民有地などにおいて、小学生も含めた市民や企業の参加のもと、二酸化炭素削減効果の高いと言われる常緑広葉樹等の苗木を植える植樹活動による森づくりを推進し、将来的な地球温暖化対策に寄与するとともに市民の環境意識の向上を図る。

さらに、市域の1/3にあたる約30k㎡の森林のうち、約6割がスギやヒノキなどの人工林であり、林業の担い手を増加させる取組みを促進し、林業の振興により森林の適正整備を目指す。



(3) 生物多様性の保全に対する意識の高まり

- ◆ 国の生物多様性国家戦略では、「都市における緑地による生態系ネットワークの形成」など、都市部における生物多様性の確保の重要性を明示。
- ◆ 国では、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進するため「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定。
- ◆ 和泉市では、第2次和泉市環境基本計画において、生物多様性を施策の柱に位置付け。
- ◆ 和泉市における自然環境調査として、平成25年度から平成29年度に自然環境調査を実施。

中部地域の自然環境

槇尾川には大きく蛇行した区間があり、河畔林や竹林が残されている。

住宅開発が進んでいる一方、光明池や松尾寺では公園などみどり豊かな場所もある。

南部地域に近い場所では、丘陵地を中心に耕作地が広がっている。

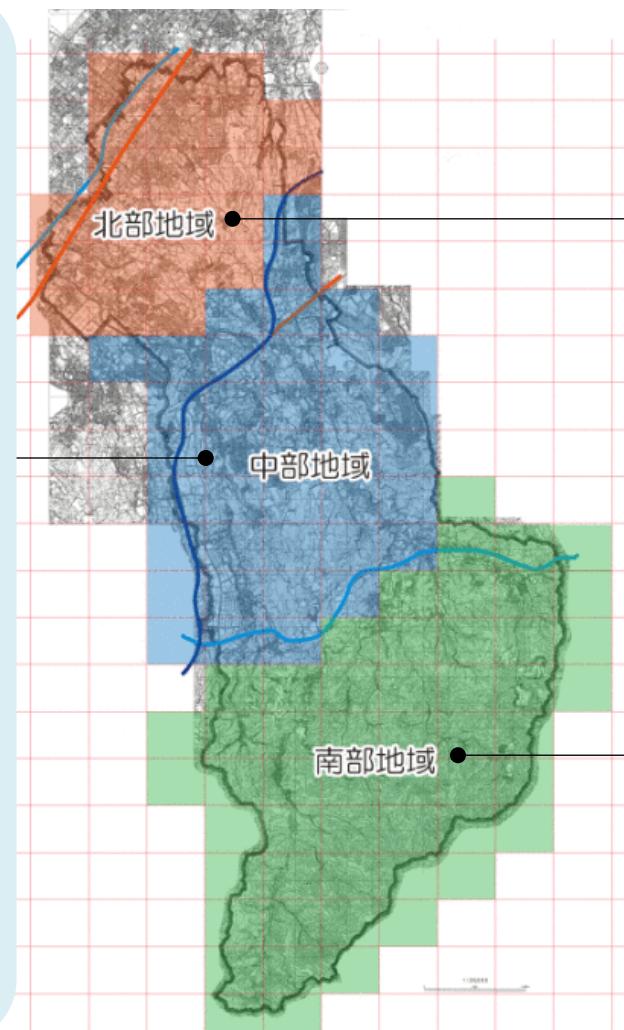
<中部地域の特徴的な動植物の例>



■ギンラン



■ナニワトンボ



■調査対象地

北部地域の自然環境

槇尾川は川幅が比較的広く、河原や砂地が見られる。

市街化が進んでいるが、広い耕作地も残されている。

信太山丘陵の中には湿地やため池も見られ、その一部では保全活動が行われている。

<北部地域の特徴的な動植物の例>



■カスミサンショウウオ



■サギソウ

南部地域の自然環境

河川の上流域はそのほとんどが渓流となっており、森林の中を流れている。

和歌山県との境に位置する経塚山・三国山などを中心に、裾野はスギ・ヒノキ林が広がっているが、部分的に落葉広葉樹林が残されている。

<南部地域の特徴的な動植物の例>



■ニリンソウ



■ミヤマカラスアゲハ

(4) 防災意識のさらなる高まり

- ◆近年、発生した災害等により、市民の防災意識が高まっており、公園・緑地に対する避難地、延焼防止、復旧・復興拠点等としての機能が重要視。
- ◆和泉市では、災害発生時に一時的に避難できる一時避難場所として、小学校のグラウンドや都市公園（原則として概ね1ha以上）を選定。
- ◆一方で、台風や豪雨によって公園や道路に植栽された樹木が倒木、傾木、幹や枝折れなどの被害を受け、人や車などが危険にさらされる場合もあり、立地条件に合った樹種選定や適切な維持管理が求められている。

■一時避難地(公園)

番号	避難所名	住所	公園面積 (㎡)	備考
1	青葉台7号公園	青葉台三丁目543-41他2筆	12,202	
2	いしたちはら公園	いぶき野二丁目10-1他5筆	25,540	
3	小田公園	小田町一丁目952-4他16筆	15,868	
4	かぐらざき公園	はつが野二丁目17-1他3筆	22,997	
5	くすのき公園	はつが野五丁目1-2他2筆	20,000	
6	黒鳥山公園	黒鳥町四丁目531-1他	84,030	
7	光明池公園	光明台三丁目34	21,152	
8	コスモ中央公園	テクノステージ三丁目25他1筆	37,380	
9	中央公園	いぶき野四丁目6-1他4筆	50,941	
10	つくしの公園	あゆみ野三丁目4-1他3筆	24,982	
11	鶴山台志保池公園	鶴山台二丁目3	20,001	
12	鶴山台惣ヶ池公園	鶴山台四丁目21	13,454	
13	鶴山台西公園	鶴山台三丁目2	10,684	
14	旭公園	幸一丁目地内	7,923	
15	肥子池公園	肥子町二丁目地内	8,785	
16	放光池1号公園	幸三丁目110-1他4筆	8,693	
17	槇尾川公園	和気町四丁目108-2、今福町地内	20,381	
18	松尾寺公園	松尾寺町1996-12-7	77,000	
19	みずき台中央公園	みずき台一丁目10-2	17,698	
20	宮ノ上公園	まなび野2-2	53,520	
21	いおり公園	あゆみ野一丁目	12,177	



■台風で倒れた黒鳥山公園の樹木



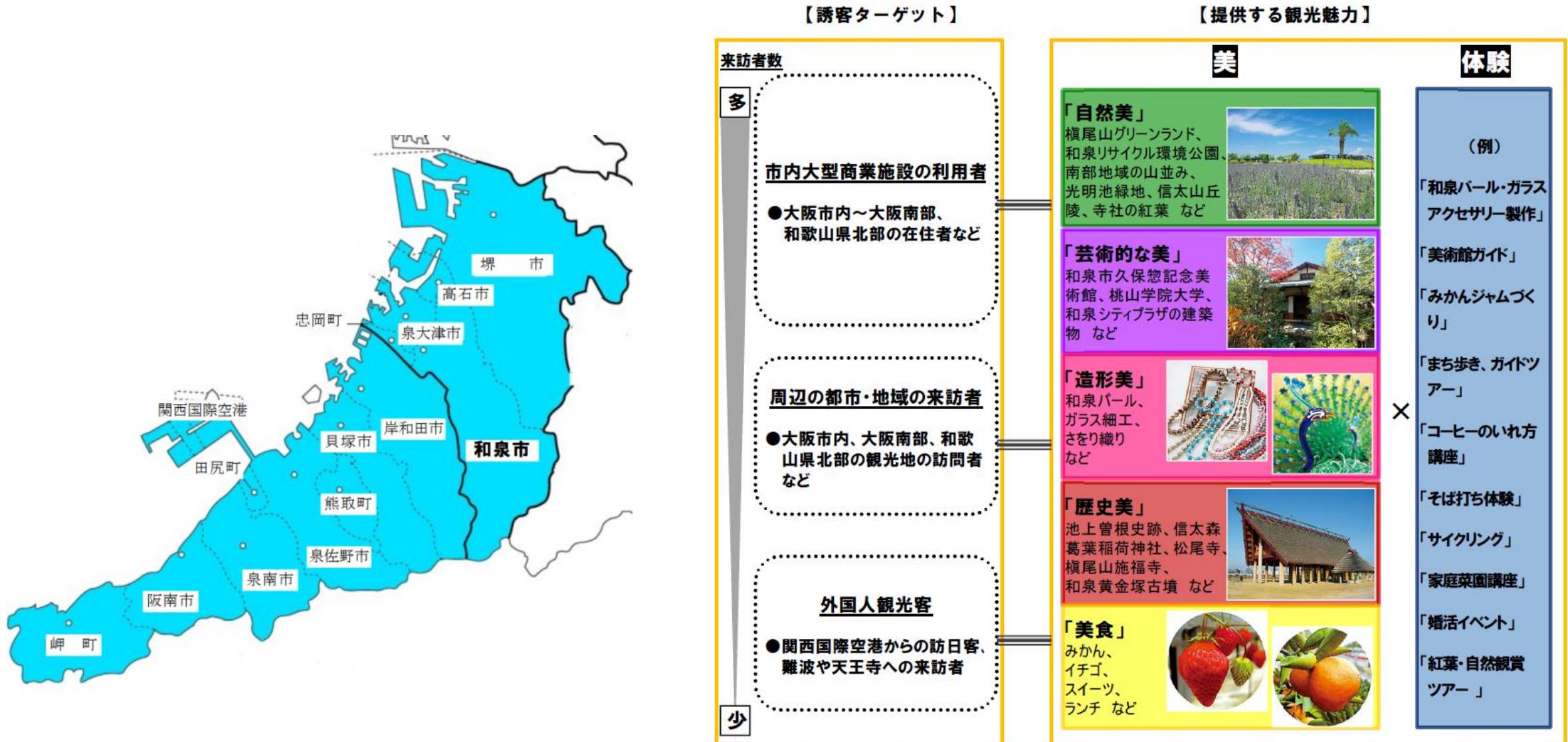
■台風で倒れた小田公園の樹木



■豪雨で崩落した道路沿いの緑地

(5) 観光まちづくりの気運の高まり

- ◆ 観光立国の実現に向けて、観光庁（平成20年）を設置。
- ◆ 観光立国推進基本計画では、史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力を有する公園等を観光資源と位置づけ。
- ◆ 泉州観光プロモーション推進協議会は、泉州地域の9市4町と新関西空港株式会社が一体となって泉州の地域資源や特性を活かした観光振興に向けた活動を実施。
- ◆ 和泉市においても、平成28年2月に「和泉市観光振興戦略プラン」を策定し、主要な観光資源として公園等を位置づけ、更なる魅力の創出を推進。

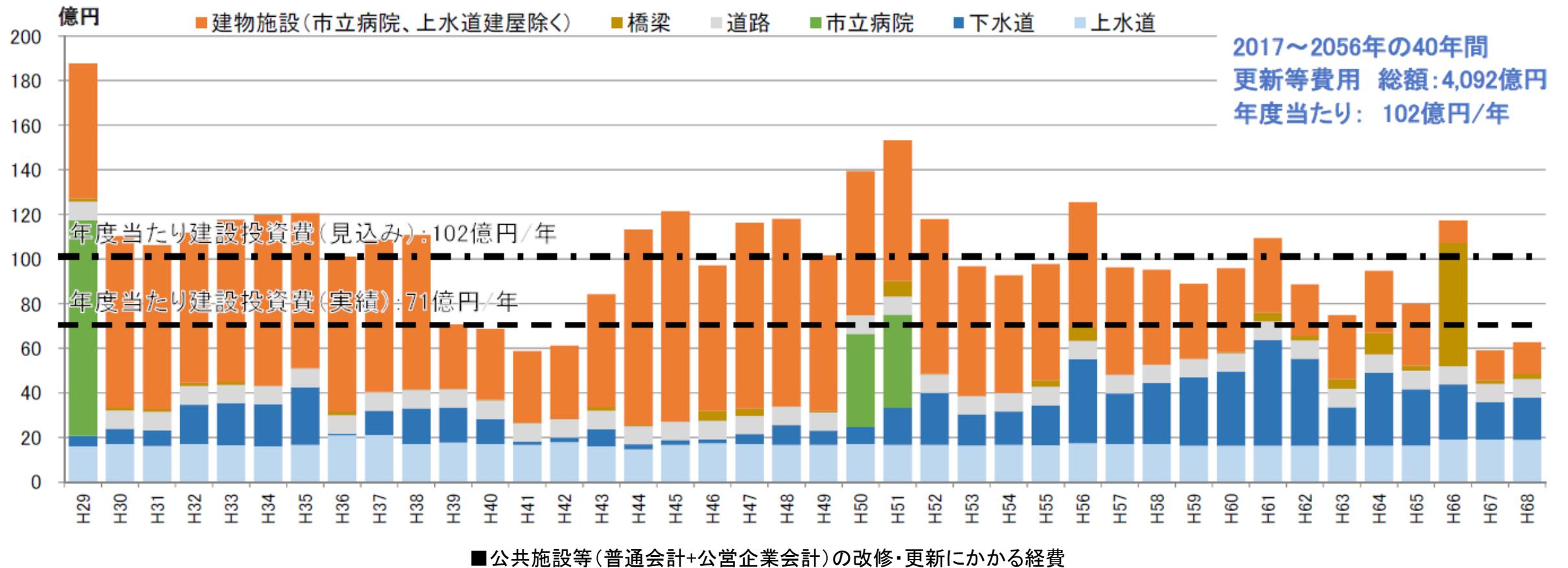


■「泉州観光プロモーション推進協議会」参加自治体

■観光スタイルイメージ

(6) 公共施設の維持管理費の増大

- ◆ 高度成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、維持管理費の増大と更新時期の集中が顕在化。
- ◆ 国の老朽化対策に関する取組として、インフラ長寿命化本計画（平成25年）を策定。
- ◆ 和泉市においても、公共施設等の改修・更新に、毎年、平均102億円の経費が必要。



出典:和泉市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)

2. 国の動き

(1) みどり

1) 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会報告

- ◆ 緑が持つ多機能性を最大限に引き出すステージ（公園の量の整備から利用へ）

これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ

新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、

緑とオープンスペースが持つ多機能性を、

- ◆ 都市のため（持続可能で魅力あふれる高質都市の形成など）
- ◆ 地域のため（個性と活力ある都市づくりの実現など）
- ◆ 市民のため（市民のクオリティ・オブ・ライフの向上など）

に最大限引き出すことを重視するステージに移行すべき。

2) みどりに関する法律の改正(平成29年5月改正)

都市公園の再生・活性化
【都市公園法等】

- ◆都市公園で保育所等の設置を可能に
(国家戦略特区特例の一般措置化)
- ◆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - ・収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - ・設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建蔽率の緩和等
 - ・民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施



■芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- ◆公園内のPFI事業に係る設置管理
 - ・許可期間の延伸(10年→30年)
- ◆公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出
【都市緑地法】

- ◆民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - ・市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- ◆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - ・緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



■市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用
【生産緑地法等】

- ◆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に
(300㎡を下限)
- ◆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に



■市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- ◆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設
(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実(都市緑地法)

○市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項を拡充

＜緑の基本計画の記載事項の追加＞

①計画の法定記載事項(赤字下線部は改正で追加されている【都市緑地法第4条】)

- ◆緑地の保全及び緑化の目標
- ◆緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ◆都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ◆特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ◆生産緑地地区内の緑地の保全
- ◆緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ◆緑化地域における緑化の推進
- ◆緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

②その他

◆都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条

地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。

⇒都市公園の維持管理基準の法令化と相まった、老朽化対策の推進

◆都市緑地法運用指針4(4)④

「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針についても定めることが望ましい。

(2) 農・林業

都市農業振興基本計画(2016年) (都市農業振興基本法)

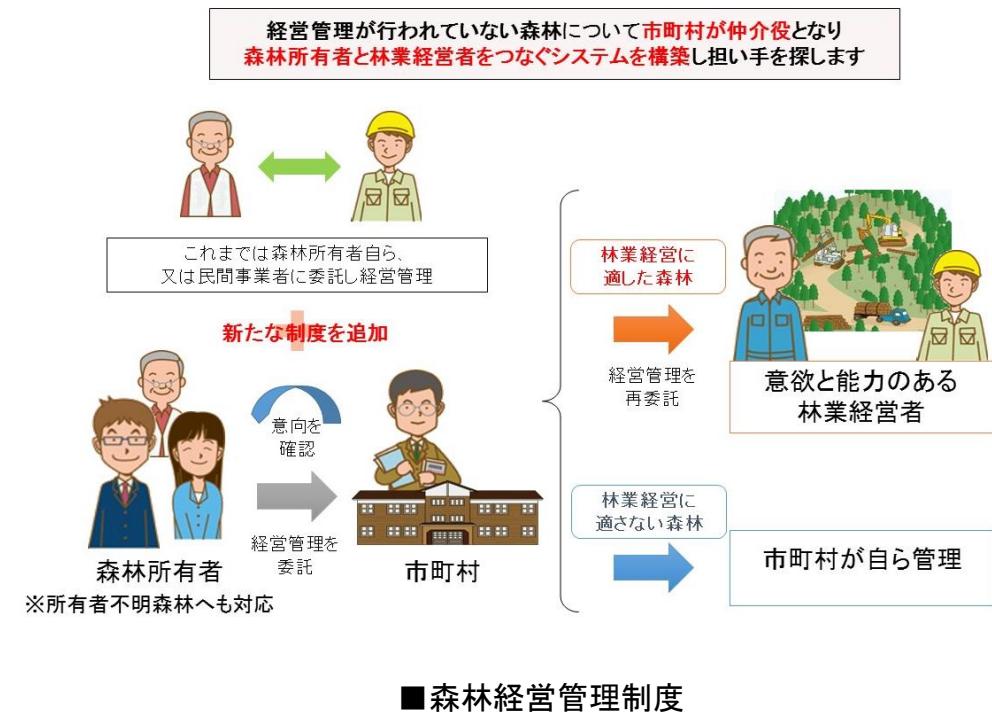
- ◆都市農地を農業政策、都市政策の双方から再評価し、これまでの「宅地化すべきもの」されてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」とすることを明確化。
- ◆「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な施策課題に据え、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針を提示。

森林環境譲与税(2019年創設) (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)

- ◆地球温暖化防止のための森林吸収源対策に関する財源を確保するため創設。
- ◆森林環境税を国税として徴収し、適切な森林整備を行う財源として地方自治体に配分することにより、「新たな森林管理システム」の創設に役立てる。

森林経営管理制度(2019年) (森林経営管理法)

- ◆適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が実施。
- ◆森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る。

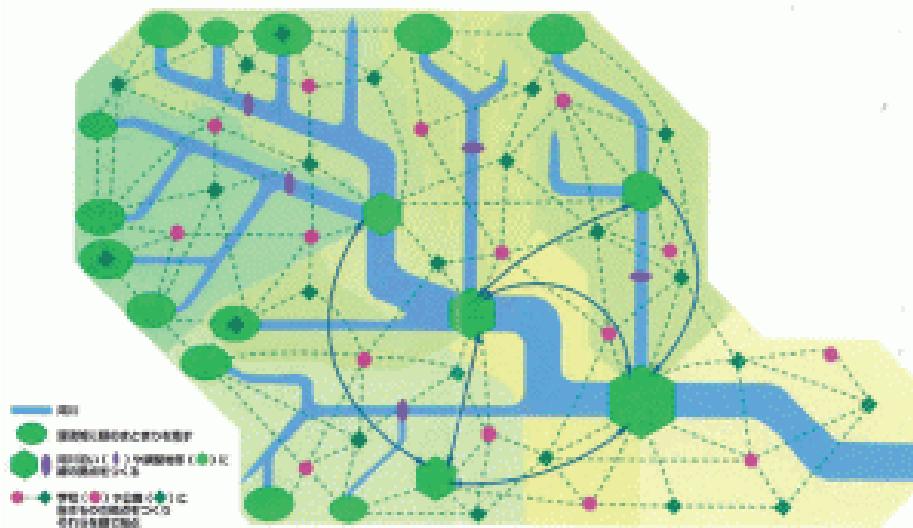


出典: 林野庁HP

(3) 環境・生物多様性

生物多様性国家戦略(2012年) (生物多様性地域連携促進法)

- ◆生物多様性地域連携促進法に基づき、2012年に「生物多様性 国家戦略2012-2020」閣議決定。
- ◆行動計画のなかで、都市におけるエコロジカルネットワークの形成、緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定、緑地や水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進、緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発などの具体的施策を提示。



■生物多様性保全拠点配置ネットワーク化イメージ

出典:生きもののにぎわいある環境づくり

国土交通省気候変動適応計画(2018年一部改正) (気候変動適応法)

- ◆現在生じている、あるいは将来生じうる気候変動の影響による**被害を最小化する適応施策**を推進。
- ◆**ヒートアイランド現象を緩和**するため、緑化や水の活用による地表面被覆の改善や、都市形態の改善(緑地や水面からの風の通り道の確保等)を推進。

気候変動の影響への適応とは

- 緩和とは: 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制等
- 適応とは: 既に関りつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する



■気候変動の影響への適応とは

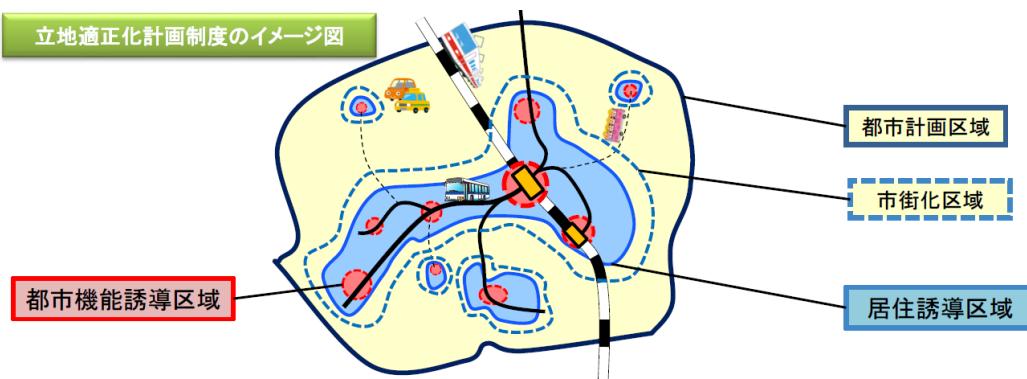
出典:第1回地球温暖化に関する九州カンファレンス公園資料「気候変動影響に関する適応計画とその実行」(環境省地球環境局総務課気候変動適応室)

(4)コンパクトシティ・低炭素化

立地適正化計画に関する制度(2014年) (都市再生特別措置法)

- ◆都市全体の構造を『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで見直す。
- ◆集約都市形成支援事業として、都市の誘導施設の移転に際した緑地等の整備を支援。
- ◆市民緑地等整備事業として、居住誘導区域内で市民緑地を整備する際の対象要件を緩和。

立地適正化計画制度のイメージ図

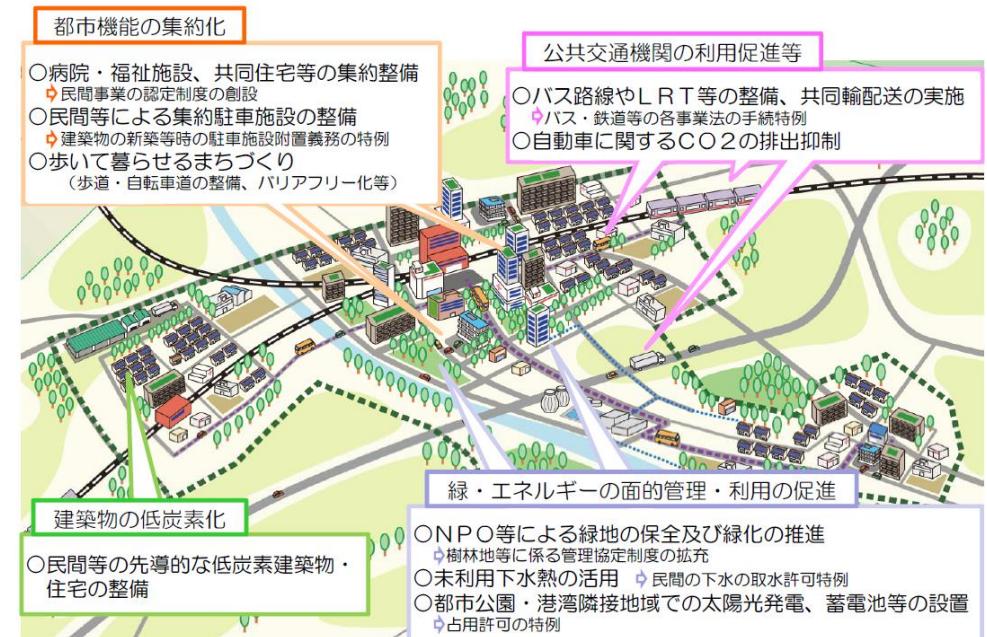


■立地適正化計画イメージ

出典立地適正化計画作成の手引き

低炭素まちづくり計画に関する制度(2012年) (都市の低炭素化の促進に関する法律)

- ◆市街化区域等内において、**都市や交通の低炭素化**に関する施策を総合的に推進。
- ◆低炭素まちづくり計画の**計画区域内の樹林地**等を、管理協定制度（地方公共団体等が、土地所有者等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を行う制度）の対象に追加。
- ◆**温室効果ガスの吸収源対策**等に資する公園・緑地の整備を促進するため、低炭素まちづくり計画に位置づけられた拠点等については支援要件を緩和。



■低炭素まちづくり計画イメージ

出典:国土交通省資料

(5) 総合環境

アジェンダ2030における 持続可能な開発目標(SDGs)(2015年)

- ◆2015年に国連総会で採択された、2030年までの国際目標を17種設定。
- ◆国際目標のうち「住み続けられるまちづくり」、「気候変動に具体的な対策を」、「海や陸の豊かさを守ろう」等において、みどりの立場から目標達成を目指すことを通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。

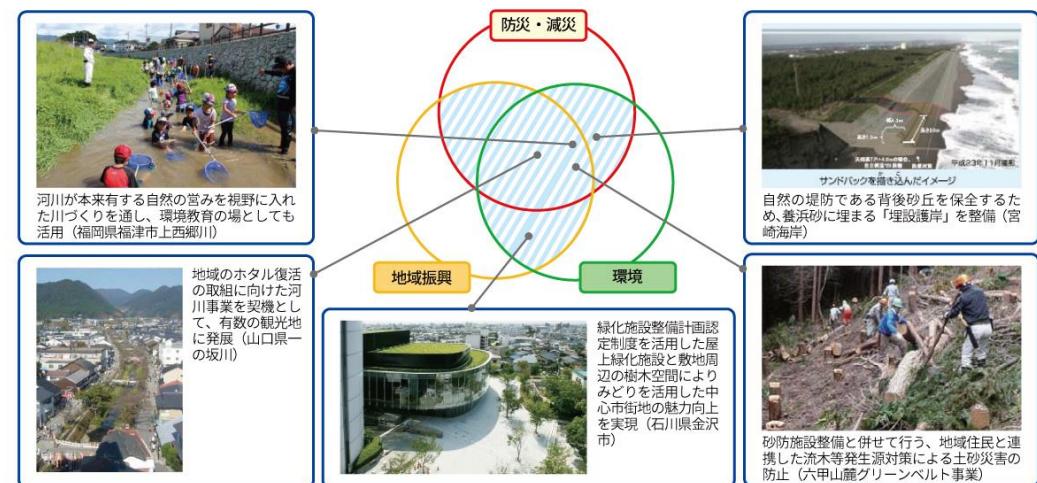


■持続可能な開発目標

出典:外務省HP

グリーンインフラ懇談会「中間整理」(2019年)

- ◆グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能**を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
- ◆**気候変動**への適応の観点、**持続可能な社会**経済や国土利用・管理の観点、**生態系ネットワーク**形成の観点、多様な**ライフスタイルや働き方**改革等の観点、地域空間の**快適な利活用**の観点等から、グリーンインフラに関する取組を推進。



■グリーンインフラの事例

出典:国土交通省HP

3. 緑の基本計画改定の視点

みどりの量だけでなく、質の強化へ

視点1: 社会情勢の変化に対応した施策の設定

- ・人口減少を見据えたみどりの整備・管理方針の考え方を示す。
- ・みどりのストックを有効活用した計画とする。(つくる・まもる・そだてる+「活かす」)
- ・長期間、未着手となっている都市計画公園の整備方針を見直す。
- ・国の施策等を踏まえた計画とする。
- ・多様な主体(ボランティア、指定管理、PFI等)を活用した計画とする。

など

視点2: 生物多様性に配慮した環境の形成

- ・生物多様性の生息環境や、生態系の基盤を保全する考えを示す。

など

視点3: グリーンインフラへの取組みの推進

- ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域づくりの考え方を示す。
- ・防災機能を有したみどりのあり方を示す。

など

視点4: 実現性とメリハリのある計画づくり

- ・現行計画における施策の達成状況を精査し、実現性のある取組みを優先的に推進する。
- ・厳しい財政状況の下で、事業の「選択と集中」を重視した、メリハリのある重点施策を策定する。

など